

釧路市パートナーシップ宣誓制度取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 二人が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている若しくはしていたことにより該当する場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする両者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓しようとする両者の住民票の写し又は現住所を証する書類（市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類）
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等についてあらかじめ市と調整しなければならない

い。

4 宣誓をしようとする両者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者の立会いの下、他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類。

(通称名の使用)

第6条 性別違和等で通称名の使用を希望する者は、市長が特に必要があると認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を用いることができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証に当該子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書（様式第2号）に、宣誓者と当該子との関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。宣誓者が新たに当該宣誓者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の交付)

第8条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、市内への転入を予定している者には、転入予定者受付票（様式第5号。以下受付票という。）を交付し、第9条に規定する転入届の提出があった時に、受領証を交付するものとする。

(市内への転入の届出)

第9条 第3条第2号に規定する者のうち、市内への転入を予定している者は、受付票に記載の期日までに、転入届（様式第6号）に市内への転入を証する住民票の写し及び受付票を添付して市長に提出するものとする。

(受領証等の再交付)

第10条 受領証及び受領カード(以下「受領証等」という。)の交付を受けた者は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証等再交付申請書(様式第7号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は受領証等を再交付するものとする。この場合において、受領証の再交付を求めようとする者に、第5条に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めることができる。

(受領証等の変更)

第11条 受領者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じたときは、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届(様式第8号)及び受領証等に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍抄本その他戸籍上の氏名を証する書類(届出日前3か月以内に交付されたものに限る。)

(2) 住所の変更の場合にあっては、住民票の写し又は現住所を証する書類(届出日前3か月以内に交付されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(受領証等の返還)

第12条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第9号)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 受領証等の返還を希望するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(宣誓の無効)

第13条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

(1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき

2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証等を市長に返還しなければならない。

(自治体間での相互利用)

第14条 受領証等の交付を受けた者が、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等(以下「協定等」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第10号)を提出したときは、当該自治体においても市が交付した受領証等を継続して使用することができる。

2 市と協定等を締結している自治体から市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等(継続使用の手続がされたものに限る。)を市において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第11条第1項各号に該当した場合又は市と協定等を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第15条 市長は、宣誓書等について、第12条第1項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると市長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(周知啓発)

第17条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発活動を行うものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。